

# 新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金を利用された市内事業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内中小企業の経営安定化を図るため、大分県の融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」を利用された方へ、以下のとおり利子補給します。

**※令和2年5月1日から創設された「がんばろう！おおいた資金繰り応援資金」は対象外です。**

## 対象資金

令和2年3月5日から令和3年3月31日までに大分県信用保証協会が保証申込を受付けた「**新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金**」(運転資金)  
(保証決定を証するものに融資種類の記載がありますのでご確認ください。)

## 補給対象融資限度額

1,000万円

## 利子補給期間

3年以内(据置期間含む)

## 利子補給率

100% 1月から12月まで金融機関より融資を受けた資金利子(延滞料を除く)

制度

県・新型コロナ

と記載があります。

### 【対象者】 次の(1)から(3)までを全て満たす方

- (1) 次のいずれかに該当する中小企業者
  - ① 市内に事業所を有する法人
  - ② 市内に事業所と住所を有する個人事業主
- (2) 市のセーフティネット保証認定又は危機関連保証認定を受けている方
- (3) 市税を完納している方

### 【申請期限】

**令和3年1月25日(月)まで**

初回償還月又は7月※から12月までに支払った利子分を申請 ※7月に一回目の申請をされた方

### 【申請に必要な書類】※2回目の方は下記①②⑥⑦⑧のみご提出ください。

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 利子支払証明書(様式第2号)又は支払利子を証明する書類 ← **金融機関による証明**
- ③ 借入を証する書類(金銭消費貸借契約証書等)の写し
- ④ 償還予定表の写し又はこれに代わるもの
- ⑤ 大分県信用保証協会の保証決定を証するものの写し
- ⑥ 市税の完納証明書又は市税納税状況調査承諾書(様式第3号)
- ⑦ 請求書(様式第6号)
- ⑧ 振込口座の通帳の写し(支店名・口座番号・名義人等が確認できる箇所)

### 【提出先】

**商工観光課**(本庁舎新館2階)に郵送または持参してください。

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地

※挟間地域振興課(総務係)・湯布院地域振興課(地域振興係)での提出も可能です。

**※申請書等は市公式ホームページからダウンロードしてください。**

トップページ > 事業者の皆さんへ > 商工労働 <http://www.city.yufu.oita.jp/biz/syoukouroudou/>

